

車検証電子化に伴う 提出書類の変更について

ご注意!

「車検証電子化とは」

新制度です♪



2023年1月4日より「**登録車**」の車検証が電子化されます。車検証が電子化されることで、必要最小限の記載事項を除き車検証情報はICタグに記録されます。オートリース契約に必要な車検証情報はICタグに記録された内容となりますので、提出書類が変更となります。
※軽自動車の車検証電子化は2024年1月より開始予定です。

1. 提出書類は「自動車検査証記録事項」

- ・オートリース契約において今まで各種対応時に車検証（写）を提出して頂いておりましたが、電子車検証では確認項目が記載されておらず、「**自動車検査証記録事項（写）**」を提出願います



2. 「自動車検査証記録事項」が必要な時（登録車のみ）

- ・「自動車検査証記録事項」を提出して頂くのは以下の場合となります
- ①【試算】中古車オートリース料**試算依頼**時（未使用車含む）
- ②【申込】中古車オートリース**申込**時（未使用車含む）
- ③【検収】オートリース**車両登録後**のFAX時（新規契約時）
- ④【変更】ナンバー変更、車両情報の**変更後**のFAX時
- ⑤【解約・満了】中途解約、満了後の**名義変更後**のFAX時
- ⑥ その他、オリコオートリースが提示を求めた場合



<ご注意>

「自動車検査証記録事項」を提出して頂くのは、2023年1月4日以降に「新規登録」「車検」などを行い、車検証が電子車検証となった車両の場合となります。